

令和7年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
令和7年3月3日(月曜日)  
午前10時00分 開会

## ◎議事日程

- |     |                                                                                        |     |                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                                                                             |     |                                                          |
| 第2  | 会期決定の件                                                                                 |     |                                                          |
| 第3  | 諸般報告                                                                                   |     |                                                          |
| 第4  | 議長報告                                                                                   |     |                                                          |
| 第5  | 市政並びに教育行政執行方針演説                                                                        |     |                                                          |
| 第6  | 報告第1号 例月出納検査結果報告                                                                       |     |                                                          |
| 第7  | 報告第2号 例月出納検査結果報告                                                                       |     |                                                          |
| 第8  | 報告第3号 例月出納検査結果報告                                                                       |     |                                                          |
| 第9  | 報告第4号 例月出納検査結果報告                                                                       |     |                                                          |
| 第10 | 報告第5号 例月出納検査結果報告                                                                       |     |                                                          |
| 第11 | 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件                                            | 第19 | 議案第26号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件               |
| 第12 | 議案第19号 美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件                                                          | 第20 | 議案第27号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件                           |
| 第13 | 議案第20号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件                                                       | 第21 | 議案第28号 美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の廃止の件                |
| 第14 | 議案第21号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件                                                  | 第22 | 議案第29号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件     |
| 第15 | 議案第22号 美唄市基金条例の一部改正の件                                                                  | 第23 | 議案第30号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件             |
| 第16 | 議案第23号 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件                                                        | 第24 | 議案第31号 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件                  |
| 第17 | 議案第24号 岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件                                                       | 第25 | 議案第32号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件                                |
| 第18 | 議案第25号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件 | 第26 | 議案第33号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件 |
|     |                                                                                        | 第27 | 議案第7号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)                             |
|     |                                                                                        | 第28 | 議案第8号 令和7年度美唄市一般会計予算                                     |
|     |                                                                                        | 第29 | 議案第9号 令和7年度美唄市民バス会計予算                                    |

- 第30 議案第10号 令和7年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第31 議案第11号 令和7年度美唄市介護保険会計予算
- 第32 議案第12号 令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第33 議案第13号 令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第34 議案第14号 令和7年度美唄市病院事業会計予算
- 第35 議案第15号 令和7年度美唄市水道事業会計予算
- 第36 議案第16号 令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算
- 第37 議案第17号 令和7年度美唄市下水道事業会計予算

◎出席議員（13人）

- 議長 谷村知重君  
副議長 楠徹也君  
1番 永森峰生君  
3番 江川いつみ君  
4番 海鉾則秀君  
5番 古賀崇之君  
6番 吉岡建二郎君  
7番 本郷幸治君  
8番 齋藤久美夫君  
9番 山上他美夫君  
10番 森明人君  
11番 川上美樹君  
13番 松山教宗君

◎欠席議員（1人）

- 2番 伊原潤司君

◎出席説明員

- 市長 桜井恒君  
副市長 土屋貴久君  
総務部長 村上孝徳君  
市民部長 児玉ゆかり君  
保健福祉部長 猪谷憲恭君  
経済部長 佐藤剛司君  
都市整備部長 清水真史君  
市立美唄病院事務局長 藤井俊禎君  
消防長 後藤博昭君  
総務部総務課長 平野太一君  
総務部総務課長補佐 上村名津美君

- 教育長 石塚信彦君  
教育部長 杉本竜一君

- 選挙管理委員会委員長 中田礼治君  
選挙管理委員会事務局長 堀澤宏史君

- 農業委員会会長 畑雄二君  
農業委員会事務局長 山下康行君

- 監査委員 福地英敏君  
監査事務局長 高橋修也君

◎事務局職員出席者

- 事務局長 門田昌之君  
次長 新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

---

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

---

●議長谷村知重君 この場合、監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

●監査委員福地英敏君(登壇) 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

昨年12月市議会定例会におきまして、監査委員選任の同意をいただきました、ありがとうございます。微力ではありますが、監査の職務に取り組み、公平・公正に職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市議会議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 江川いつみ議員

4番 海鉾則秀議員

を指名いたします。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの17日間とし、うち、3月4日ないし6日、3月8日及び9日、3月11日ないし18日を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

●市長桜井恒君(登壇) 令和7年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様並びに市議会議員の皆様にご理解とご協力を賜りたく存じます。

現在、日本全体で人口減少や少子高齢化が加速し、地方経済の縮小、地域社会の担い手不足、子育て・教育環境の変化など、多くの課題が顕在化しています。

本市においても、労働人口の減少が地域産業に影響を及ぼし、公共交通の維持や医療・福祉サービスの確保など、持続可能なまちづくりの観点から対応が求められています。

また、若者や女性に選ばれるまちとなるた

めには、教育環境の充実、雇用の創出、子育て環境の整備が不可欠です。地域の魅力を高め、誰もが住み続けたいと思える環境を整えていくことが、次世代につなぐまちづくりの鍵となります。

「地方こそ成長の主演」という意識のもと、私自身が先頭に立ち、市民とともに挑戦し、「皆がときめく未来を語るまち 美唄」を実現すべく、全力で取り組んでまいります。

令和7年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

令和7年度におきましても次の三つの基本政策を柱として、市政運営を行ってまいります。

一つ目は、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」、二つ目は、「事業の優先順位を見直す」、三つ目は、「びばいの未来へ投資する」。私は、人口減少に歯止めをかけ、未来にわたって持続可能な地域社会をつくるため、美唄に希望をもって住み続けられるまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

そのために、人口減少対策、子どもの教育や子育て環境の整備に必要な先行投資を行ってまいります。

また、令和7年度は、「効率化と未来への投資」をテーマに掲げ、DXの推進による「未来志向の行財政改革へ歩み出す年」として位置づけ、さらなる施策の充実を図りながら「第7期美唄市総合計画」前期基本計画の最終年度として、各施策を推進してまいります。

令和7年度の主要施策について、第7期総合計画の体系に沿って、ご説明申し上げます。

初めに、「ともに支えあい、安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

地域コミュニティについては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、町内会等の役員の担い手不足や、地域活動の弱体化、社会的孤立等が深刻化しています。

そのため、集落支援員の活動等を通じて地域の実情や課題を把握し解決を図ることで、誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる仕組みづくりを支援するなど、地域コミュニティの再構築に取り組んでまいります。

また、総合福祉センターや地域福祉会館については、福祉活動及び地域コミュニティの拠点施設として、市民の皆様に安心して利用いただき、交流事業などの拡大が一層図られるよう適切な維持管理及び計画的な整備に努めてまいります。

生活困窮者等の貧困対策については、様々な要因により困窮する世帯の問題点をひも解きながら解決に向けて取り組むとともに、市と支援機関、関係団体等による包括的支援体制の構築をさらに進め、生きづらさを抱えている方や社会から孤立している方の早期発見・早期支援に努めてまいります。

障がい者福祉については、「第7期美唄市障がい者プラン」に基づき、市民、事業者による障がい者への合理的配慮を推進し、障がい者が社会の一員として社会参加しやすくなるよう、コミュニケーション支援や交流と相互理解の促進に努めてまいります。

また、障がい者への支援体制の整備を図るため、「美唄市障がい者地域自立支援協議会」において、障がい福祉サービスの開発や改善の検討を行うとともに、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、総合相談窓口である障がい者基幹相談支援センターを中心と

した地域生活支援拠点の整備を進めてまいります。

高齢者福祉については、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、在宅医療や介護などを切れ目なく提供する体制を整えるほか、より多くの皆様に介護予防に取り組んでいただくために、貯筋体操の自主グループ活動への支援を継続し、新たに参加する方に対しては、地域で行われている介護予防教室への参加を促してまいります。

また、高齢者の社会的孤立の防止をはじめ、より暮らしやすい地域の支え合い体制づくりのため地域サロンへの支援を継続するほか、地域コミュニティの力で地域の課題が解決できるよう、懇談会等の開催を通じて、地域の強みを見つめ直し、地域活動を活性化させる取組を進めてまいります。

認知症施策の推進については、認知症の人やそのご家族、地域住民等が安心して集まり、生きがいをもって活動することを通じて本人の思いを発信し、認知症についての正しい知識の普及を図るために、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を開催するとともに「SOSネットワーク」の運用を継続してまいります。

さらに、学生、生徒など若い方々も認知症について学ぶことができる機会の創出や、外国人介護従事者が認知症について学び、同じ立場の介護従事者と交流しながら、自信をもって業務に従事できるよう研修会などを開催してまいります。

間口除雪事業については、市道における従来の除雪路線に歩道除雪路線を加える対象要

件の整備など制度の拡充を行い、高齢者等が住み慣れた地域で冬季間も安心して暮らせるよう在宅生活における支援の強化を図ってまいります。

また、恵風園・恵祥園については、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想を踏まえ、引き続き将来を見据えた高齢者福祉の推進及び施設のあり方について専門的な知識や経験をもつアドバイザーの活用により検討を進めるとともに、民間事業者との協議や情報交換を図りながら基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯科健診の実施、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進に取り組み、生活習慣病の重症化予防や心身機能の低下防止に努めてまいります。

保健については、市民一人ひとりが健康づくりへの意識を高めることができるよう「びばいヘルシーライフ21(第3期)」及び「美唄市自殺対策計画(第2期)」に基づき、ライフステージに応じた各種健診や健康教育、健康相談等を行うほか、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた、「栄養・食生活」、「運動・身体活動」、「休養・メンタルヘルス」、「飲酒」、「喫煙・受動喫煙」及び「歯・口腔の健康」の6つの領域による健康づくりを進めてまいります。

また、「美唄市子育て世代包括支援センター」においては、全ての妊婦を対象に、妊娠、出産、子育てまでのケアプランを作成し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、子育て世代の不安や孤立感の解消などに努めるほか、妊婦のための支援交付金を支給し、妊娠

出産時の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種となることを受け、美唄市医師会及び市内医療機関の協力のもと、接種体制を確保するとともに、接種費用の一部を公費で負担するなど、感染症対策の充実に努めてまいります。

国民健康保険事業については、美唄市医師会や関係機関と連携し、「美唄市国民健康保険データヘルス計画(第3期)」に基づく保健事業の推進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診の推進を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

地域医療については、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域完結型医療へ転換し、持続可能な医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

救急医療については、美唄市医師会や近隣中核病院との一層の連携を図り、救急医療体制の確保、充実に努めてまいります。

市立美唄病院については、市民の皆様の健康と安心を第一に考え、地域に必要とされる病院を目指すとともに、経営健全化を推進するため、引き続き総務省のアドバイザー派遣事業により専門家の助言をいただきながら、「市立美唄病院経営強化プラン」を推進してまいります。

また、診療体制の充実に図るため、道内の医育大学はもとより、医師派遣を受けている道外医大との連携を深め、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を

継続して担うことで、総合診療医との関係性を築き、臨床実習生や研修医の受入れ体制等を整備し医師の確保につなげてまいります。

さらに、信頼される病院づくりのため、職員研修を通じて医療の質の向上を図るとともに、ホームページを充実させ、病院の情報をタイムリーかつ分かりやすく発信し、市民の皆様とのコミュニケーションを深めてまいります。

在宅医療の推進については、訪問診療や訪問看護の体制を強化し、感染症予防対策を徹底することで、安全・安心な医療環境の提供に努めてまいります。

市立美唄病院建替え事業の推進については、建替え事業の最終年度として外構工事を行ってまいります。

北海道せき損センターの存続に向けた対応については、地域の医療体制を踏まえた慎重な議論のもと進められるべきものであり、移転ありきで進めないこと、さらに地域医療を守るために必要な北海道せき損センターの維持・存続を基本に、市議会及び北海道せき損センターの存続を求める委員会と連携協力し、北海道、関係医師会とも情報を共有しながら取り組んでまいります。

次に、「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」であります。

商工業振興について、中心市街地の活性化については、引き続き地域力創造アドバイザーや地域おこし協力隊を配置するとともに、中心市街地活性化協議会で議論を深めるなど、官民一体となって「中心市街地活性化基本計画」の策定に向けた取組を進めるほか、北海学園大学と連携した商店街の活性化や商店街

組織の賑わい創出を支援するなど、商工会議所や関係機関との連携を図り、中心市街地の賑わいづくりに努めてまいります。

また、将来に向けた担い手の確保・育成など、今後求められる商工業の課題に全市的な観点から積極的に取り組んでまいります。

企業立地については、「美唄市産業振興条例」に基づき、次世代半導体関連産業の誘致や雪冷熱による環境負荷の低減を図るデータセンターの立地を進めるため、自然災害リスクが少ないなどの空知団地の優位性を積極的に発信するとともに、地域活性化起業人と連携した企業誘致やサテライトオフィスの設置など、美唄ハイテクセンターの入居率向上及び有効活用に取り組んでまいります。

また、市内企業の経営基盤の強化を図るため、新分野の進出及び販路拡大などの補助のほか、融資制度や人材育成の支援などを行うとともに、商工会議所など各関係機関と連携した取組を進めてまいります。

スポーツを契機とするビジネスの起業化と地域活性化については、「美唄ブラックダイヤモンド」のリーグ戦運営活動の強化のほか、地域貢献活動の充実、スポーツ合宿誘致に向けて、引き続き地域おこし協力隊や地域活性化起業人を配置し、本市の知名度向上や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

さらに、産業全体で将来不足が懸念される情報化人材の育成を図るため、継続的にプログラミングを学べる「未来クライム」を通じてIT技術を継続的に学ぶ環境を提供するほか、アプリケーション開発の実践的な経験を積む機会を提供し、市内企業への雇用促進や関連企業の誘致に取り組んでまいります。

雇用対策については、市内高校や企業と連携し企業見学会や合同企業説明会を開催するなど、高校生と地元企業のマッチングの機会を設けるほか、技能講習の支援などを通じて、地元就職率の向上を図ってまいります。

また、テレワークやワーケーションを含めた企業立地と産業振興施策の展開や、国や道の支援制度を積極的に活用することで、女性や若年層、高齢者、障がい者を含む雇用機会の創出を図るとともに、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めてまいります。

さらに、企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センター等の関係機関と連携して技能や知識習得に対する助成を継続してまいります。

観光・交流については、観光プロモーションや地域おこし協力隊の活動を通じて美唄の魅力を国内外に積極的に発信し、多くの人々が美唄を訪れる機会を創出するとともに、本市の「食」と「農」を基軸とした地域づくりを推進することで、都市と農村の交流と共生を促進し、交流人口や関係人口の創出・拡大を目指してまいります。

この冬は、スノーアクティビティや魅力的な雪景色を求めて本市に多くのインバウンド客が訪れました。この流れを受けて、インバウンドの受け入れ態勢をさらに強化するため、「ステイびばい」や「美唄観光物産協会」等と連携し、日本遺産「炭鉄港」などの地域資源を活用した新たな体験メニューや滞在型観光商品の開発に取り組み、外国人観光客が市内での滞在を満喫できるよう、中心市街地への回遊促進も目指してまいります。

さらに、道道美唄富良野線の全期間開通を見据えた観光地づくりについては、美唄国設スキー場のリニューアルに向けた整備を進めるとともに、通年利用と周辺施設の活用について検討を行い、誘客促進のために美唄来訪者向けの動態調査と分析に取り組んでまいります。

ふるさと納税については、寄附者の皆様に寄附金の使い道を分かりやすくお伝えし、本市まちづくりに関する情報発信に努めるとともに、返礼品の充実を図り、今後とも寄附者の確保と拡大に取り組んでまいります。

地域情報化については、「美唄市情報化推進計画（デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画）」に基づく、情報システムの標準化・共通化の導入を行うとともに、来庁者が迷うことなくスムーズな手続きや、待ち時間の短縮を目指した「書かないワンストップ窓口」の実現に向けた窓口改革を進めてまいります。

また、地域情報や行政サービス、デジタルサービスの一元化を図るとともに、生活の利便性向上や地域経済の活性化を支援するため「美唄市公式スーパーアプリ」の実装、「美唄市公式LINE」の拡充を図り、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する、国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めてまいります。

農業振興については、「美唄市農業ビジョン（第3次）」に基づき、命を育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づく

りを進めてまいります。

水稻や畑作物の生産振興については、水稻の直播栽培などの低コスト・省力化技術の導入や高収益作物の導入、たまねぎ直播栽培を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

美唄産農産物のブランド化については、ふるさと納税の寄附者や「ふるさと美唄応援団」の団員などに向けた美唄産農産物のPRやイベントを通じた販売などを進めるとともに、美唄産米などの海外への販路拡大をはじめ、幅広い販売ルートの確保に向けた取組を進めてまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備を行うとともに、農業水利施設の改修及び排水機場における排水ポンプ設備等の更新の促進を図り、引き続き本市の基幹的な産業である農業の経営基盤の強化に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、スマート農業技術の検証や北海道大学との産学官連携のほか、スマート農業機械導入について支援を継続してまいります。

また、引き続き地域活性化起業人による地域への技術の普及促進を図るなど、農業基盤整備の事業効果をより一層高めてまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた支援や経営体質の強化、農業法人の育成等の取組を促

進するほか、地域おこし協力隊の活用による第三者継承についても支援してまいります。

また、農業者が主体となる農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や中山間地域農業、環境保全型農業の取組を支援してまいります。

「食農教育」については、「地域と暮らしに学ぶ「農業科」推進事業」において小学校での「農業科」を推進するとともに、本市の地域特性や優位性を生かしながら、美唄尚栄高等学校の生徒が計画し、美唄産農産物を活用した「食」と「農」を連動させた特産品の開発や食のブランド化に取り組む活動を引き続き支援してまいります。

鳥獣による農業被害対策については、エゾシカやアライグマなどによる被害を防ぐため、電気柵の導入支援を行うほか、北海道猟友会美唄支部と連携して駆除を進めてまいります。

さらに、高齢化などによるハンター不足の解消に向け、引き続きハンターの育成支援を行うほか、地域おこし協力隊の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化及びジビエの利活用を促進してまいります。

農商工連携については、農業と商工業の産業間の連携を図りながら、米をはじめとする農産物のブランド化を推進するとともに、アスパラガス、ハスカップ、トマト、にんにく、生姜などの高収益作物の導入拡大を引き続き支援してまいります。

また、市内で生産される農産物の付加価値向上を図るため、国や北海道の農商工連携・6次産業化の支援制度に加え、市独自の農商工連携等推進補助金などの活用を図りながら、新商品の開発や販路拡大の取組を支援してま

まいります。

美唄の「食」と「農」のブランド化に向けては、首都圏に設置したアンテナショップでの販売や、各地で開催される特産品展示会などでのPRを通じて、美唄ならではの特産品の販路拡大と魅力発信を推進してまいります。

さらに、こうした取組をより効果的に進めるため、新たに地域活性化起業人を配置し、都市部からの関係人口・交流人口の拡大にも取り組んでまいります。

移住・定住については、住宅購入や若者向け家賃助成を継続するほか、「美唄市移住・定住推進協議会」と連携し、移住者交流会や移住体験ツアーを実施することで、新たに美唄へ移り住む方々と地域住民とのつながりを深め、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、移住の相談・受入体制を強化するため、新たに定住支援員を配置するとともに、本市の魅力をより多くの方に知っていただけるよう、各種媒体を活用した情報提供の機会を拡充し、移住・定住の促進を図ってまいります。

さらに、教育・子育て支援や働く場の確保、生活利便性の向上など、移住者だけでなく長く住み続ける人々にとっても魅力的なまちづくりを推進し、「美唄に住みたい、住み続けたい」と思える環境を整えてまいります。

結婚支援については、これまで実施してきた結婚に伴う新生活のスタートアップのための助成に加えて、新たに結婚支援業者と連携して結婚支援サービスを受けられる機会を創出することで、婚姻率の向上を目指してまいります。

関係人口の創出・拡大については、様々な機会を通じて本市の魅力や暮らしに関する情報を積極的に発信するとともに、「ふるさと美唄応援団制度」を活用し、首都圏などとの継続的なつながりを強化し、本市への新たな人の流れを生み出すよう取り組んでまいります。

次に、「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」についてであります。

子育て支援については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、令和7年度から始まる「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施と進捗管理を行ってまいります。

保育の環境づくりについては、多様な働き方をする保護者が安心して子どもを預けられるよう、3歳未満児の受入体制を拡充するため、引き続き保育士の確保に努めるとともに、施設整備の検討を進めてまいります。

妊娠や子育てに関する経済的負担の軽減策については、不妊治療費の一部助成、18歳までの子どもの医療費全額助成及び多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満児の保育料補助を継続してまいります。

また、国の無償化対象外となっている3歳未満児の保育料や、全園児の給食費の無償化に向け、関係団体等との協議を進め、具体的な方策を検討してまいります。

児童虐待への対応や防止については、児童相談所や「美唄市子育て世代包括支援センター」をはじめ、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切に対応するなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない包括的な支援に努め、さらに児童福祉機能と母子保健機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」

の開設に向けた検討を行ってまいります。

平和施策については、「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもとに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた恒久平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会、平和祈念ポスター展、平和ミニコンサート、被爆体験伝承講話の開催や平和図書コーナーの設置などの平和祈念事業を継続するとともに、広島市や長崎市をはじめとする平和首長会議の加盟団体である自治体との連携による取組により、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

学校教育については、多様な学習ニーズに応じた学習環境の整備を進めるとともに、ICT機器やAIドリルの効果的な活用により学びを深め、新しい時代に対応できる「確かな学力」の育成に努めてまいります。

特色ある教育については、小学校の総合的な学習の時間に「農業科」を設け、「農業で学ぶ」ことをとおして、「豊かな心」、「人とのコミュニケーション」、「自ら判断し考える力」を養い、子どもたちが自立して生きていく力を育む教育を進めてまいります。

また、教育格差の解消を図るため、経済的な理由で学用品などの支払いが困難な世帯に対して引き続き支援を行ってまいります。

さらに、学校に自転車で通学する児童生徒に対して、ヘルメット購入の助成を実施し、通学時の安全対策を強化してまいります。

学校給食については、教育活動の一環として実施する重要な「生きた教材」であり、多様な食品の組み合わせや献立の工夫・改善を重ねながら、成長期の児童・生徒に栄養バラ

ンスの取れた、安全で安心な質の高い給食を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

学校施設については、安全・安心な教育環境を提供するため、計画的な改修に努めてまいります。

市内高等学校の魅力化については、経済的に修学が困難な生徒に対して給付している奨学金を拡充するほか、様々な資格取得を支援することで生徒が集中して勉学に励むことができる環境を整えてまいります。また、市内高等学校との意見交換を継続し、他の施策との連携を図りながら、魅力ある高校づくりに向けた教育活動の支援を進めてまいります。

生涯学習・スポーツについては、市民の皆様が生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができる環境を提供するため、各種教室や主催行事を実施し、学びの機会を広げてまいります。

また、改修を進めている総合体育館や、道内最大規模の体育センターのクライミング・ウォールを活用し、全道規模の大会を誘致することや、2028年ロサンゼルスオリンピック出場を目指す永山竜樹選手を地域一体となって応援することで、市民のスポーツ振興や健康づくりの機運を高めてまいります。

さらに、社会教育・社会体育施設については、市民の皆様が安心して学び、スポーツに親しめる場を提供できるよう、設備の更新や改修等を行い、適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術については、市民文化祭の開催をはじめ、市民の皆様が主体的に取り組む活

動を支援するなど、文化芸術に親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、郷土史料館については、地域の人材の記憶や経験など、文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、地域の方々の記憶や貴重な経験などを次世代の子どもたちにつなぐ取組を行ってまいります。

文化財の保護については、美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄など文化財等の適切な維持・保全を行い、次世代に継承してまいります。

次に、「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」についてであります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とし、国や北海道をはじめとする関係機関、地域の皆様と連携しながら、宮島沼や美唄湿原などの貴重な自然環境の保全と活用に取り組んでまいります。

また、市内外の多くの方を対象に、体験型学習会の開催や、教育機関と連携した体験型授業などの環境教育を実施するなど、本市の貴重な自然環境の保全や生物多様性に配慮した活動を進めてまいります。

循環型社会については、リユースの促進やごみの適正分別の普及啓発に努め、ごみの減量化及び再資源化を推進するとともに、市民の皆様や事業者、関係団体と協力し、地域の環境衛生や環境保全活動を進め、市民一人ひとりの環境意識の向上に取り組んでまいります。

また、ごみやし尿の適正処理のため、収集・運搬及び処理業務を適切に行うとともに、広域処理施設の円滑な運営に向け、関係自治体

との連携を強化してまいります。

都市基盤整備について、市道については、市立美唄病院及び旧美工跡地と隣接する「沼貝線」の整備を継続するほか、凍上により傷んでいる「岩城団地2線」や「稲穂団地2号線」など9路線の再改修、昭和通では市立美唄病院前の歩道拡幅、「西3号線」において橋りょう取付部の段差解消や「沼の内西14線」などの改良舗装、「西19線」などの舗装整備、茶志内地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、「5号線橋」や「松田橋」など6橋の補修工事を進めるとともに、安全で安心して橋りょうを利用できるように、法令に基づく点検を行ってまいります。

道路施設については、路面や排水などの維持管理を適切に行うほか、町内会などが管理する街路灯については、令和6年度より実施した電気料の補助の拡充に合わせ、省エネ効果のあるLED街路灯の促進により、地域の負担が軽減されるよう取り組んでまいります。

広域交通網の整備については、渋滞の緩和のほか、地域振興につながる新たな交通ネットワークの構築のため、「国道12号峰延道路」と昨年開通を迎えた「道道美唄富良野線」の早期完成に向けて、引き続き国や北海道に要望活動を行ってまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう、国や北海道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能の強化が図られるよう、「ビバイイクシユンベツ川」と「間の沢川」を整備するほか、河川機能の適切な維

持管理に努めてまいります。

市営住宅については、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、「ゆたかニュータウン」2棟の外部改修、「進徳団地」、「東光団地」及び「有為団地」の照明設備改修により、長寿命化を図り、適切な維持管理を行ってまいります。

民間住宅については、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修等に対する支援の継続、空き家対策については、「美唄市空家等対策計画」に基づき、老朽化した一般住宅や店舗等の除却に対する支援を継続してまいります。

また、空き住戸となっている市営住宅において、耐用年数が経過した空き住戸の解体、引き続き耐用年数が経過した団地の入居者を対象に、既存団地への移転を促すことにより、各団地の入居率の向上に取り組んでまいります。

旧美唄工業高校跡地の団地建設等に向けては、継続して協議を重ね、実施に向けて進めてまいります。

また、人口減少や少子高齢化に伴う世帯数の減少など、社会状況の変化やライフスタイルの多様化に対応した住宅施策を推進するため、住生活基本計画の現行計画期間の満了に伴い、その見直しを行います。

また、公営住宅の入居率向上と空き住戸の解消に向けて、耐用年数内の住宅を有効活用する方策について検討を進めてまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など、水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査及び水管橋点検を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の

老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、将来にわたり水道事業の持続的な経営が図られるよう、水道料金の改訂も含め将来的な本市の水道事業のあり方について検討してまいります。

下水道については、汚水処理区域における水洗化を促進するとともに、老朽化したマンホールポンプ所の設備を更新するほか、施設の点検結果に基づき、「美唄市下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行ってまいります。

また、汚水処理区域外については、引き続き合併処理浄化槽の設置を行い、快適な生活環境と良質な水環境の維持に努めてまいります。

景観・緑づくりについては、市民や関係団体の皆様と協力し、花の植栽などの景観づくりの取組を進めるほか、老朽化した東雲公園の遊具を更新するとともに、中央公園には新たに複合遊具を設置し、魅力的な公園づくりに努めてまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるほか、民有林の維持・保全の取組に引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林整備に向けた事業の推進及び市有防風林の改植を実施するほか、市有林の皆伐や植林等を行い、森林資源の循環利用に向けた取組を推進してまいります。

生活・交通については、昨年10月から運行している「のるーと美唄」の実証運行を継続するほか、既存路線等の見直しなど、今後の

市内の公共交通体系の検討を進め、地域特性に応じた持続可能な公共交通の実現を図ってまいります。

また、火葬場については、火葬炉設備の修繕等を行い、市内外の多くの方が安心して利用できる環境整備を行ってまいります。

国土強靱化については、「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生命・財産と本市の社会経済システムを守り、本市がもつポテンシャルを生かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献してまいります。

また、雪冷熱エネルギーを活用した「ホワイトデータセンター構想」を推進することにより、CO<sub>2</sub>排出ゼロへの取組や環境への配慮など、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえた、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

防災については、地域防災力の要となる自助・共助の向上を図るため、自主防災組織設立支援と地域住民の災害行動計画となるコミュニティタイムラインの作成支援に引き続き取り組んでまいります。

また、大規模自然災害や大規模事故等を想定した災害対策本部訓練や水防訓練、広報訓練などを継続して実施し、職員の災害対応力の充実を図るとともに、災害情報の伝達手段の拡充を図るためデジタル同報系防災行政無線を整備し、防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、警察や防犯協会などの関係団体と連携を図りながら、防犯に関する情報提供や自主的な防犯活動を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに

努めてまいります。

交通安全については、美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会と連携し、幼稚園児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動を行います。

また、高齢者による交通事故の抑止を図るため、75歳以上の方で運転免許証を自主返納された方に対し、引き続きタクシー利用券を交付してまいります。

消防については、消火栓の移設や更新をはじめ、道道美唄富良野線の開通に伴い、消防無線や携帯電話の不感地帯に対応するため、必要となる衛星電話を更新し、災害対応力の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

火災予防については、計画的な立入検査を実施し、一般住宅における防火安全対策の普及を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進、事業所に対する消防関係法令の遵守指導や違反是正を徹底してまいります。加えて、「幼年消防クラブ」や「ジュニア消防クラブ」の活動を通じた防火・防災教育に取り組み、火災のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

救急については、救急救命士を計画的に採用するとともに、指導救命士による救急隊員への教育・指導体制を充実させるほか、医療機関との連携を強化することで、救急体制のさらなる向上を図ってまいります。

消費者保護については、近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの消費者被害は、ますます複雑化・多様化しています。こうした被害の防止に向けて、消費者協会による消費生活相談の充実を図るとともに、警察

をはじめとする地域の安全・安心を担う各種団体と連携し、対策を強化してまいります。

次に、「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

協働のまちづくりについては、「美唄市まちづくり基本条例」の基本原則である「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を推進するため、市政や暮らしに関する情報を、広報紙メロディーや市公式ホームページ、地デジ広報など様々な媒体を活用して発信するとともに、審議会等への委員としての参画をはじめ、意見交換会への参加や市民意見の公募などを通じて、市民の皆様がまちづくりに関わる機会を提供してまいります。

シティプロモーションについては、本市の新たなシンボルである「Be Beautiful 美しくあれ。」のもと、本市のブランドイメージ向上を目指すとともに、シビックプライドの醸成を図り、関係人口や交流人口の増加に加え、ワークショップ等の開催を通じた「活動人口」の拡大に取り組んでまいります。

また、令和7年度は新たに子どもたちがまちづくり活動に参加する原体験の機会を創出するため、「子どもとまちの未来会議」を開催し、まちづくりや地域活動への意識を高める取組を進めてまいります。

さらに、外国人住民が地域で安心して生活できる環境を整えるため、地域国際化アドバイザーを活用し、多文化共生社会の実現に向けた調査・検討を進めてまいります。

男女共同参画については、広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、「仕事と生

活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「意識改革」についてPRや情報提供を行うなど、様々な機会を通じて男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

また、本市における性の多様性を尊重する取組の一環として、公的にその関係性を認めるパートナーシップ制度の導入に向け、検討委員会を設置し調査・検討を進めてまいります。

行財政運営について、総合計画については、令和7年度は、「第7期美唄市総合計画」前期基本計画の最終年度であり、「第7期美唄市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けて、これまでの施策の成果や課題を市民の皆様と共有しながら検証し、令和8年度から始まる後期基本計画の策定を進めてまいります。

また、「第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も最終年度を迎えることから、第3期の総合戦略については、総合計画後期基本計画と一体的な計画として策定いたします。この計画の策定に当たっては、市民の皆様のご意見を反映しながら、美唄の未来をともに考え、より暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

財政状況については、これまでの行財政改革の取組や特別交付税の増額により黒字決算を確保するとともに、ふるさと納税の増加などにより、将来的な財政支出に備えての各種基金の積み増しを進めてきたところです。その結果、財政の健全性を示す各指標も改善傾向にありますが、中長期的には、人口減少や少子高齢化の進行により、財政規模の縮小が予想されます。そのような中、公共施設やインフラの老朽化対策、急激な物価高への対応、

さらには将来にわたる持続可能な財政基盤の確立が求められておりますことから、こうした課題に対応するため、引き続き事務事業の質的転換や新たな歳入の確保など、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

職員については、新しい時代の変化や様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、対話を重ねながら職員一人ひとりの能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高め、市民の皆様の信頼と期待に応えることができる、高い先見性と必要な資質をもった人材の育成を図ってまいります。

以上、令和7年度の市政執行方針を申し上げましたが、私のまちづくりに対する思いの一端を述べさせていただきます。

よく聞く話として、組織や個人が何か変化を起こそうとする、課題解決を目指そうするとき、ミッションやビジョンについて語られます。令和7年度のスタートを切る前に、市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市職員と、美唄市におけるミッション、ビジョンについて共有させていただきます。

まず、そもそもミッションとは何か。

それは、何を成し遂げるのか、英語で言えばWhatです。

では、美唄市政のミッションは何なのか。

それは、「未来に持続可能なまちづくり」を行うことです。

それではビジョンとは何なのか。

それは英語で言えばWhere、どんな状態を理想として目指すのかを表す言葉です。

未来の美唄がどのような状態であることが、ミッションである「持続可能なまちづくり」

を行うのに理想的な状態なのか、それがビジョンです。

それらを踏まえ、私の考える美唄のビジョンが「皆がときめく未来を語るまち」だというわけです。

昨年この場を含め、議場においては何度もお話していますが、「皆がときめく未来を語るまち」とは、全ての市民が我が事として、まちに暮らすことの安心や希望を話題に語り合う状態、ビジョンを目指すということです。

ですから、そのビジョンに到達するために必要か否かを全ての判断基準として市政運営を行っています。

美唄のミッションは企業誘致や箱モノの建設ではありませんし、美唄のビジョンは未来の地図ではないのです。未来に「美唄」という街を引き継ぐという使命と、そのために必要な美唄市民一人ひとりのありようなのです。その理想的なありようを、ビジョンを創出するために、私、そして市職員は、市民の先頭に立って必要な変化を起こしてまいります。

市民の皆様とミッション、ビジョンの共有の下、共に知恵を出し合い、着実にまちづくりの歩を進めてまいります。

市民の皆様並びに議員の皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度市政執行方針の説明とさせていただきます。

●教育長石塚信彦君(登壇) 令和7年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

近年、少子高齢化の進行と深刻化する人手不足などにより、地域における活力低下が危惧されているとともに、グローバル化や高度情報化など時代の変化が激しく、様々な課題

が山積する中であっても、子どもたちの元気が、まちや地域の人々の夢や希望を育み、未来へつながる可能性を生み出しています。

このような中、美唄の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むための教育環境を整備するとともに、市民の皆様が生涯にわたり、学習、文化、スポーツ活動に参加できる、多様で、充実した学習の環境を提供することが大切であります。

令和7年度は、「第7期美唄市総合計画前期基本計画」と本市の教育施策の方針である「美唄市教育大綱」の最終年度でもあることから、「新たな時代に向けてたくましく生き抜く力の育成」という基本理念の完遂に向けて着実に推進してまいります。

学校教育については、GIGAスクール構想の更なる推進によって、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指し、取り組んでまいります。

生涯学習については、「第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画」の最終年度であることから、目指すべき姿である「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、本市の豊かな自然や歴史、地域資源を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を進めてまいります。

令和7年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組ん

でまいります。

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、基本的な生活習慣の自立やコミュニケーション能力、運動能力の向上が図られるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を育む大切な時期であるため、幼児教育の充実が重要なこととなります。

子どもたちの生涯にわたる学びや生活基盤をつくるためには、幼児教育と学校教育を円滑に接続することが不可欠であることから、幼児教育施設と小学校との交流・連携を深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるように努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を、子どもたちの活動の場、幼稚園教諭や保育士を目指す学生が学ぶ場として活用するなど、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

1点目は、「確かな学力の育成」についてです。

今日の学校教育は、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることができる資質・能力の確実な育成が求められています。

このため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業を推進し、新しい時代に対応できる確かな学力の育成を図ってまいります。

各学校においては、自校の「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の分析結

果のほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善に、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

また、ICT機器を効果的に活用して子どもたちの多様な実態に応じた学習者主体の学びを推進するとともに、AIドリルを活用し、児童生徒一人一人の学習進度や理解度に応じた学びを進め、個別最適な学びの、より一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。

外国語教育につきましては、グローバル社会を生きる子どもたちが、視野を広く持ち、多様な価値観を持った人々と協働していくことができるよう、外国語指導助手による授業支援や国際理解活動、放課後学習等を実施し、コミュニケーション能力の向上や異文化を理解する力の育成に取り組んでまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である農業の教育的効果を生かすため、小学校の総合的な学習に「農業科」を設け、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という考え方をもって、自ら学ぼうとする意欲や豊かな心を育むことのできる「農業で学ぶ」教育活動を、より強く推し進めるため、事業名を「地域と暮らしに学ぶ「農業科」推進事業」に改め、取り組んでまいります。

市内道立高等学校や養護学校との連携については、高校と小中学校との授業交流のほか、市内中学生の高校訪問や1日体験入学などのキャリア教育活動の充実を図るとともに、引き続き、高校や養護学校が行う教育活動に対して、支援してまいります。

また、学校支援地域本部では、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで、子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、引き続き、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化週間」の実施や「家庭学習の手引き」の活用を図るなど、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

2点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

小中学校においては、少子化の進行による児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に学校の小規模化が進行する中、地域社会の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて、引き続き、調査・研究を進めてまいります。

3点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

道徳教育においては、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識の醸成を図り、豊かな人間性・社会性を育む「心の教育」を推進してまいります。

また、子どもたちの豊かな人間性を育成するために、よりよい仲間づくりにつながるピア・サポート等の取組を通して自尊感情や自己有用感、思いやりの心を育むとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた寄り添う指導に努めてまいります。

さらに、子どもたちがふるさとから学ぶことで、ふるさと美唄の良さを知るとともに、心豊かでたくましく成長し、ふるさとへの愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

不登校児童生徒の対応については、様々な要因による不安や困り感、ストレスなどを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携を密にし、児童生徒や保護者の悩み等に寄り添った組織的な支援を進めてまいります。

また、適応指導教室を含め、ニーズに応じた多様な学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる学習環境の整備に努めてまいります。

いじめの対応については、いじめは絶対に許されるものではなく、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであるという確固たる認識のもと、全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて、より一層理解を深め、関係機関等と連携した未然防止と早期発見とともに、発生時においては、厳格な対応に努めてまいります。

また、各校が実施するいじめの未然防止に向けた集会活動等の取組を支援し、いじめ根絶の取組の活性化を図るとともに、いじめの積極的かつ幅広い認知や迅速な対処等の組織的な対応を徹底してまいります。

4点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、日頃からリズムある生活を送る、望まし

い食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

そのため、栄養教諭の専門性を生かした食育を推進するとともに、学校と家庭が連携して望ましい生活習慣の啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす、「生きた教材」であります。

栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を充実し、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に対する理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、「給食の時間が楽しみ」、「給食はおいしい」と感じてもらえるよう、安全で安心な質の高い給食の提供に努めるとともに、学校給食費の無償化を継続し、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえた体育の授業改善やコーディネーショントレーニングなど、専門的な知識、技能を有する外部指導者等による個に応じたきめ細やかな指導を小学校の授業に取り入れ、スポーツへの興味関心や体を動かす意欲を高め、集中力や体力の向上を図ってまいります。

また、運動に親しむ意識の醸成を図り、縄跳びなどの「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動の習慣化を図ってまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、子どもたちが薬物や喫煙が心身に及ぼす影響を正しく認識することが重要であること

から、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただきながら、児童生徒の正しい判断力と行動力を育む取組を進めてまいります。

5点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまでの切れ目のない一貫した支援や、一人一人の状況に応じた支援を行なうことが大切となります。

このため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用はもとより、各校に特別支援教育支援員を配置して校内支援体制の充実を図るなど、誰一人取り残すことのないよう、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のあるきめ細かな支援をしてまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

6点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の実態や要望を的確に捉え、地域とともに学校運営を行うことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育てていく環境を整え、共通理解のもと、より良い学校づくりを推進してまいります。

また、美唄市「教育の日」推進協議会と連携して美唄市地域一斉参観日を実施し、地域の学校教育への理解を深め、学校と地域が連携を強めながら「地域が育む「美唄っ子」の教育」の具現化を図ってまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により、児童生徒の学用品費等の支払いが困難な世帯に対して、市広報紙や市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行い、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して、返還不要の奨学金制度の拡充を図り、全ての子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を整備してまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、校内研修や個人面談の一層の充実を図るとともに、教職員に対し、法令や服務規律の遵守の徹底した指導を行い、児童生徒や保護者、地域の皆様の信頼を損なうことのないよう努めてまいります。

特に、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させる行為であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

このため、研修など、あらゆる機会を通じて、「体罰のない学校づくり」に向けて、使命感と責任感をもって取り組むよう指導してまいります。

学校における働き方改革については、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、校務支援システムの有効な活用により、教職員の業務負担軽減を図り、子ど

もたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域移行については、子どもたちが将来にわたり、スポーツや文化活動を継続することができる環境整備や教職員の働き方改革を推進するため、学校や関係団体等で構成する「美唄市部活動の地域移行検討協議会」において、引き続き、検討してまいります。

教職員の健康管理については、定期的な健康診断やストレスチェックを実施し、結果に基づく疾病の予防処置や治療を指示するなど、教職員の健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、災害や緊急事態から身を守るための安全教育を、警察署や消防署などの関係機関と連携し、取り組んでまいります。

また、市内の小中学生が自転車通学時に使用するヘルメットの購入費用の一部助成を行い、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

7点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員研修については、教育の質は直接、児童生徒の教育活動などを担う教職員の力量に影響されることから、研修機会の確保と内容・方法の工夫改善とともに、研究指定校事業を継続して実施し、実践的指導力や専門性などキャリアステージに応じた資質・能力の向上に努めてまいります。

さらに、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き実

施してまいります。

8点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、計画的な改修に努め、子どもたちが健康で安心して学ぶことができる学習環境を整備するため、中央小学校の屋内運動場の床改修を実施するほか、美唄中学校の老朽化した給排水衛生設備の改修に向けた、実施設計委託を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行などに加え、携帯電話の普及による情報化社会などの進展により、多様化・複雑化しており、SNSなどの利用に起因するトラブルや犯罪などのほか、ひきこもり、子どもの貧困問題など、生活環境が大きく変化する中、地域との連携・協働等により、社会全体で青少年が健やかな成長を積み重ねていくことができるよう、安全・安心な環境づくりが重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、各種体験教室を開催するとともに、美唄どんまいスポーツクラブや美唄青年会議所と協働で、宿泊研修事業を開催するほか、子ども会育成連絡協議会や地域青少年指導対策部会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

また、放課後児童施設については、防犯対策や虐待防止、性被害防止のため防犯カメラを整備し、保護者が安心して子どもを預けられるよう、施設の充実に努めてまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」について

であります。

市民の誰もがいつでも、どこでも自らの意志によって学び、学ぶことによる自己の充実に努めることが、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

このため、本市にある様々な地域資源や人材を活用し、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かすことができるよう、多様な学習の機会を提供するとともに、生涯学習関連情報の発信に努めてまいります。

また、第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画が最終年度を迎えることから、第7期美唄市総合計画との整合性を図りながら、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

郷土史料館については、地域の人材の記憶や経験など、文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、本市の歴史的資料の収集や保管、調査研究のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取組、多様な学習意欲に対応した講座など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

図書館については、本市の全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備に向けた第5次美唄市子ども読書活動推進計画の策定に取り組むほか、指定管理者と連携し、蔵書や図書館資料の整備・充実に努めるとともに、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示や市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供するほか、鑑賞や体験できる事業の開催など、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、老朽化した大会議室の冷房設備を改修するとともに、指定管理者と連携を図り、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実に繋がるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、文化芸術の交流などが促進されるよう、指定管理者と連携を図り、適切な管理運営に努めるとともに、美術館の魅力を市内外へ積極的に発信してまいります。

4点目は、「文化財等の保護」についてであります。

北海道及び市指定文化財については、本市の歴史と文化を知る上で、欠くことのできない有形文化財である旧桜井家住宅や美唄屯田兵屋等について、適正な維持・保全に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、次世代への継承に努めてまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館や南美唄コミュニティセンターなどの社会教育施設については、市民の皆様をはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう、指定管理者等と連携を図り、

施設の適切な維持管理に努めてまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて運動やスポーツに親しむほか、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組んでまいります。

事業の推進に当たっては、美唄どんまいスポーツクラブやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊などと連携し、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室の開催や、子どもたちの運動能力を高めるため、小学校の体育授業に組み込まれるコーディネーショントレーニングに指導者を派遣するとともに指導者の育成に努めてまいります。

また、道内最大規模である体育センターのクライミング・ウォールの活用を促進するため、スポーツクライミングの体験教室や少年団組織の育成を図るほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供に努めてまいります。

さらに、2028年ロサンゼルスオリンピックに出場を目指す、美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、令和6年11月に設立された「永山竜樹選手美唄市後援会」や市長部局と連携し、様々な取組を進めてまいります。

7点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、改修を進

めてきた総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するため、大会の開催に必要な競技用カウンターや支柱、ネットなどの機器の更新を進めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などとの連携・協働により、様々なスポーツ大会が開催されることで、市民の皆様の競技力向上につなげてまいります。

8点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、冷暖房設備の整備に向けて実施設計委託を行うとともに、老朽化した受電設備の改修工事を実施するほか、トレーニング室のランニングマシンやフィットネスバイクを更新してまいります。

また、各スポーツ施設については、子どもたちのスポーツ活動に親しむ機会の将来にわたる確保に向けて、今後の少年団活動や学校部活動の地域移行、地域クラブ活動等を見据えながら、指定管理者等と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和7年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちが誰一人取り残されない学ぶ機会の保障とともに、市民一人一人がいきいきと学び、生活を豊かにできるよう、学校・家庭・地域と一体となり、各種教育施策に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位の一層の

ご理解、ご協力を、心からお願い申し上げます。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第6、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第5号例月出納結果報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第11、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件ないし日程の第26、議案第33号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件の以上16件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件であります。本件は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるため、関係条例の整理を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市職員等の旅費に関

する条例の一部改正の件であります。本件は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布され、定額支給であった宿泊料が上限付き実費支給とされたほか、移転料について、全国的な物価の高騰等により、移転に係る費用が上昇していることから、北海道に準じた額とするため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。本件は、令和4年4月1日に契約した土地賃貸借契約「令和4年度指定緊急避難場所」について、契約期間満了までに明渡しを完了することができなかったため賃料相当損害金を支払うこととなり、こうした結果を受け止め、私の給料を減額することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、育児のための時間外労働の制限について、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を拡大するほか、介護両立支援制度に関する周知等を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市基金条例の一部改正の件であります。本件は、DXの推進に要する費用の財源として、美唄市DX推進基金を設置するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第23号美唄市過疎地域持続的発

展市町村計画の一部変更の件であります。本件は、総合福祉センターの外部改修実施設計委託等の実施に係る費用の一部を負担する財源として、過疎対策事業債を発行するに当たり、当該事業内容を計画に追加登載するものであります。

次に、議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件であります。本件は、南空知圏域における定住自立圏構想の推進について、令和6年5月の岩見沢市による「中心市宣言」以降、定住自立圏形成協定の締結に向けた協議を進めてきたところですが、今般、協議が調ったことから、岩見沢市との間において協定を締結することについて、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件であります。本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において用語の定義が追加されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第26号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件であります。本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令

の一部を改正する政令が公布され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たな区分が追加されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定される非常勤消防団員等の補償基礎額及び補償基礎額の加算額が引き上げられたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第28号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の廃止の件であります。本件は、美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約に基づき、南美唄郵便局に委託している証明書交付事務の委託契約が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、連携施設の経過措置、保育内容の支援、代替保育に係る連携協力等が見直されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第30号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を

改正する内閣府令が公布され、栄養士の配置等について管理栄養士が追加されたこと及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、連携施設の経過措置、保育内容の支援、代替保育に係る連携協力等が見直されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第31号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。本件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、地域包括支援センターの職員に係る基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第32号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件であります。本件は、除雪が困難な高齢者等に対し実施している間口除雪事業について、対象要件の整備を行うとともに、当該事業の拡充を図るため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第33号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件であります。本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、水道法施行令に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等が見直されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由のありました議案第18号ないし議案第33号の以上16

件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第18号ないし議案第33号の以上16件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第18号ないし議案第27号の以上10件は、総務・文教委員会に、議案第28号ないし議案第33号の以上6件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第27、議案第7号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)ないし日程の第37、議案第17号令和7年度美唄市下水道事業会計予算の以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第7号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1,382万1,000円を追加し、補正後の予算総額を206億4,804万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、農林費に、北海土地改良区が所有す

る揚水機場に対し、エネルギー料金の高騰による農業者等の負担を軽減するため、国の補助金を活用し支援を行う「水利施設管理強化事業」を、また、国の補正に伴う、水利施設整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業について、地元負担額の一部を負担する「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、道支出金、繰越金、市債をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、当初予算及び本歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」並びに当初予算に計上している「消防車両整備事業」について、令和6年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」の実施に伴う財源として、農業基盤整備債を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、令和7年度各会計予算について申し上げます。

令和7年度予算につきましては、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」「事業の優先順位を見直す」「びばいの未来へ投資する」という3つの基本政策のもと、「第7期美唄市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けて、「効率化と未来への投資」をテーマとして、DXの推進による「未来志向の行財政改革へ歩みだす年」として位置付け、5つの挑戦に沿って各施策を推進するために必要な予算を計上した

ところであります。

この結果、全会計の予算の総額は、331億7,069万3,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第8号令和7年度美唄市一般会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を195億9,515万6,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する議会一般管理事務、議会ICT化推進事業などを、総務費には、デジタル同報系防災行政無線整備事業、行政DX推進事業などを、民生費には、総合福祉センター整備事業、恵風園・恵祥園建替え等基本計画策定事業などを、衛生費には、感染症予防対策事業、妊婦のための支援給付交付金事業などを、労働費には、地元就職等応援事業などを、農林費には、美唄スマート農業推進事業、排水機場整備事業などを、商工費には、中心市街地元気創出事業、企業立地活動事業などを、土木費には、都市計画街路整備事業、公園施設等再整備事業などを、消防費には、消防団装備整備事業などを、教育費には、小学校コンピュータ更新事業、中学校コンピュータ更新事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めよう

とするものであります。

次に、議案第9号令和7年度美唄市民バス会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を5,359万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,959万5,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,043万7,000円を計上しました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第10号令和7年度美唄市国民健康保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を27億7,787万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、19億9,791万8,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に、20億7,319万7,000円を計上しました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和7年度美唄市介護保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を31億1,074万5,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に28億3,125万1,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に8億778万4,000円を計上しました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第12号令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を2億6,931万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に2億57万1,000円を計上しました。第2条から第3条までは、債務負担行為、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第13号令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を8億5,601万5,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料に2億9,604万6,000円を計上しました。

次に、議案第14号令和7年度美唄市病院事業会計予算であります。第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第15号令和7年度美唄市水道事業会計予算であります。第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるもの

であります。第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第16号令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第17号令和7年度美唄市下水道事業会計予算であります。第2条は、年間総処理水量、一日平均処理水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分について、それぞれ定めようとするものであります。

---

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第7号ないし議案第17号の以上11件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することについて、お諮りいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定い

たしました。

これより、議案第7号ないし議案第17号の以上11件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号ないし議案第17号の以上11件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、  
江川いつみ議員、海鉦則秀議員、  
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、  
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、  
山上他美夫議員、森明人議員、  
川上美樹議員、楠徹也議員、  
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

---

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。  
大変ご苦勞様でした。

---

午前 11 時 53 分 散会

